■ 下線部分が変更部分となります。

新

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 「いじめ防止対策推進法」制定の背景

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害 し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので ある。

また、全国的に、いじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大事態が生じる事案が発生している。

こうした状況を踏まえ、国においては、いじめの問題への対応は、学校¹における最重要課題の一つであり、学校を含めた社会全体で取り組むことが必要であるとの認識の下、いじめの防止等のための対策に関して基本理念や体制を整備するため、平成25年に「いじめ防止対策推進法」(以下「いじめ防止法」という。)を制定した。

2 いじめの防止等の基本理念

国では、いじめ防止法第 11 条 1 項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめの防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋

1 「いじめ防止対策推進法」制定の背景

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害 し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので ある。

また、全国的に、いじめを背景とした児童生徒の生命や心身に重大事態が生じる事案が発生している。

こうした状況を踏まえ、国においては、いじめの問題への対応は、学校「における最重要課題の一つであり、学校を含めた社会全体で取り組むことが必要であるとの認識の下、いじめの防止等のための対策に関して基本理念や体制を整備するため、平成25年に「いじめ防止対策推進法」(以下「いじめ防止法」という。)を制定した。

2 いじめの防止等の基本理念

国ではいじめ防止法第 11 条 1 項の規定に基づき策定した「いじめの 防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめの防止等 の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

※国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋

国が掲げるいじめ防止等に関する基本理念は普遍的なものであり、本市のいじめ防止等に係る基本的な考え方と一致している。

1学校:いじめ防止対策推進法の学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)が該当する。

3 いじめの定義及び基本的理解

(1) いじめの定義(いじめ防止法第2条) いじめ防止法では、以下のとおりいじめを定義している。

◆いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童 生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団 (グル ープ) など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、 嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめについての基本的理解

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に することなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であ る。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身 の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのな いよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本 人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見え 国が掲げるいじめ防止等に関する基本理念は普遍的なものであり、本市のいじめ防止等に係る基本的な考え方と一致している。

¹学校:いじめ防止対策推進法の学校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)が該当する。

3 いじめの定義及び基本的理解

(1) いじめの定義(いじめ防止法第2条) いじめ防止法では、以下のとおりいじめを定義している。

◆いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童 生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団(グル ープ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、 嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめについての基本的理解

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に することなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であ る。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身 の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのな いよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本 人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見え ないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児 童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要が ある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童生徒に対して教育的指導が適切に行われるべきである。加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合においても、いじめ防止法が定義するいじめには該当するため、いじめ防止法第22条で定められた「いじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校いじめ対策組織」という。)へ情報共有することは必要である。

◆具体的ないじめの態様

- *冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- *仲間はずれ、集団による無視をされる
- *軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- *ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- *金品をたかられる
- *金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- *嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- *パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

4 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定の背景等

(1) 策定の背景

札幌市においては、いじめ防止法及び「札幌市子どもの最善の利益を 実現するための権利条例」(以下「子どもの権利条例」という。)などを 踏まえ、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行 為」であることを共通認識し、法の正しい理解に基づく適切な対応を、 法の基本理念に基づき社会総がかりで取り組むために、いじめの防止等 ないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児 童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要が ある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童生徒がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童生徒に対して教育的指導が適切に行われるべきである。加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要である。

◆具体的ないじめの態様

- *冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- *仲間はずれ、集団による無視をされる
- *軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- *ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- *金品をたかられる
- *金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- *嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- *パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

の取組を一層明確化し、すべての児童生徒がいじめに向かわないよう、 また、いじめられたときには誰かに相談できるよう、そして、安心して 日々の生活を送ることができるようにするため、「札幌市いじめ防止等 のための基本的な方針」(以下「札幌市いじめ防止基本方針」という。) を策定する。

(2) 策定後の状況と改定理由

令和5年4月にこども基本法が施行され、国においては、こども家庭 庁の下「こどもまんなか」社会の実現に向けた取組が進められている。 また、札幌市においてもいじめの認知件数の増加など、いじめ対策を取 り巻く状況に変化が生じている。

そのような中、令和3年に深刻ないじめの重大事態を発生させ、子どもの命を守ることができなかった。本重大事態について「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」(令和5年2月)における提言があり、学校の組織的な対応の不備、児童生徒のSOSを適切に捉えることができなかったこと、学校間の情報の引継ぎができていなかったこと、連携が適切に行われていなかったという課題が明らかになった。これらの課題を重く受け止めるとともに、より一層危機感をもって、法の基本理念に基づき、社会総がかりでいじめ防止に取り組む体制の強化を図ることを目指して札幌市いじめ防止基本方針の改定を行う。

(3) 札幌市が目指すいじめ防止のビジョン

いじめという行為は、人権侵害行為で許されるものではなく、いじめ の問題をより根本的に克服していくため「いじめはどの子どもにも、ど の学校でも起こり得るものである」との認識をもち、子どもたちが自治 的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考えることが重要で ある。

また、教育を取り巻く問題は複雑かつ多岐にわたっていることを念頭 に、法の基本理念に基づき、学校・家庭・地域が一体となって、社会総 がかりでいじめを生まない土壌を作っていかなくてはならない。

<u>さらに、札幌市全体で重層的・包括的な支援を行うべく連携を図り、</u>いじめ防止等の対策を進める必要がある。

<u>そこで、下記のいじめ防止のビジョンを掲げ札幌市全体でいじめ防止</u> に取り組んでいく。

> <u>学校・家庭・地域総ぐるみで、</u> いじめは「しない・させない・許さない」を徹底

5 札幌市いじめ防止基本方針の位置付け

国においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推 進するためにいじめ防止法を制定し、その法律に基づき国の「いじめの 防止等のための基本的な方針」を示した。

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の趣旨を、よりわかりやすく札幌市の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、子どもの権利条例を制定し、平成21年に施行した。

子どもの権利条例では、すべての子どもは、かけがえのない存在であり、誰もが生まれたときから権利の主体であるとし、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、「安心して生きる権利」として、「いじめから心や体が守られること」や「気軽に相談し、適切な支援を受けること」などを規定している。

また、<u>令和5年4月に施行された「こども基本法」では、全てのこどもについて、「基本的人権が保障されること」や「年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること」が基本理</u>念として規定されている。

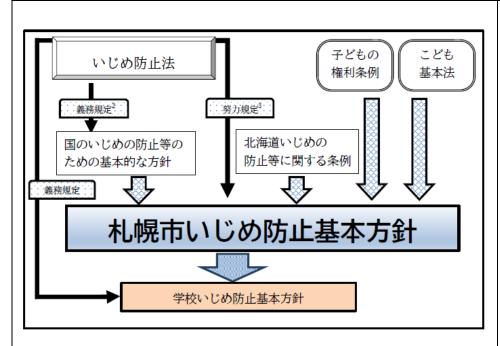
札幌市いじめ防止基本方針は、いじめ防止法第 12 条に基づき策定したものであり、地域全体でいじめの防止等を図るため、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための札幌市における取組の基本的な方針であるとともに、いじめ防止法第 13 条に基づき、市立学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定する際に参酌するものである。

5 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を踏まえた 「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」の策定

札幌市では、国際条約「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の趣旨を、よりわかりやすく札幌市の実態に即した形で具体的に示し、あらゆる場面での実践につなげるため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」(以下「子どもの権利条例」という。)を制定し、平成21年に施行した。

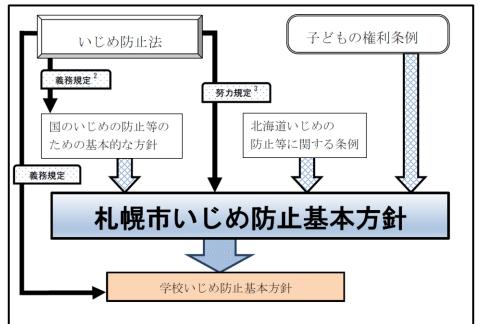
子どもの権利条例では、すべての子どもは、かけがえのない存在であり、誰もが生まれたときから権利の主体であるとし、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、「安心して生きる権利」として、「いじめから心や体が守られること」や「気軽に相談し、適切な支援を受けること」などを規定している。

また、10%超の児童生徒が「いじめられたことがある」と回答していることから、相当数のいじめが発生していることがうかがえる。さらに、近年ではいじめは、学校内だけではなく、学校外やインターネット上でも発生するなど、形態が多様化してきている。こうしたことから、札幌市においては、いじめ防止法及び子どもの権利条例などを踏まえ、いじめの防止等の取組を一層明確化し、すべての児童生徒がいじめに向かわないよう、また、いじめられたときには誰かに相談できるよう、そして、安心して日々の生活を送ることができるようにするため、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」(以下「札幌市いじめ防止基本方針」という。)を策定する。



² 義務規定:いじめ防止法第 11 条では、文部科学大臣はいじめ防止基本方針を定める ものとされている。また、同法第 13 条では、学校は当該学校におけるいじめの防止等 のための対策に関する基本的な方針を定めるものとされている。

6 札幌市いじめ防止基本方針の位置付け



札幌市いじめ防止基本方針は、地域全体でいじめの防止等を図るため、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための札幌市における取組の基本的な方針であるとともに、いじめ防止法第13条に基づき、市内の学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定する際に参酌するものである。

³ 努力規定:いじめ防止法第12条では、地方公共団体は、地方いじめ防止基本方針を定めるよう努めるものとされている。

² 義務規定:いじめ防止法第 11 条では、文部科学大臣はいじめ防止基本方針を定める ものとされている。また、同法第 13 条では、学校は当該学校におけるいじめの防止等 のための対策に関する基本的な方針を定めるものとされている。

³ 努力規定:いじめ防止法第12条では、地方公共団体は、地方いじめ防止基本方針を定めるよう努めるものとされている。

6 札幌市におけるいじめの現状

札幌市のいじめの認知件数は、以下のとおりである。件数は、近年増加傾向となっており、令和4年度の1,000人当たりの認知件数は86.5件(全国平均53.3件)となっている。

<u>年度</u>	平成 30	<u>令和元</u>	<u>令和2</u>	令和3	令和4
認知件数	<u>7,854</u>	9, 146	7,331	<u>9,003</u>	<u>12, 104</u>

国としては、いじめの認知件数が増加することについて、いじめ防止 対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理 解が広がったと肯定的に捉えている。札幌市においては、積極的にいじ めを認知していると考えられるものの、その解消に向けての組織的な取 組については、課題がある。

札幌市が設置する学校(以下「市立学校」という。)の全児童生徒を 対象として毎年 11 月に実施している「悩みやいじめに関するアンケー ト調査」の結果から把握したいじめの実態の概要は以下のとおりであ る。

(1) いじめを受けた児童生徒の割合

(質問) あなたは、今の学年になってから、いじめられたことがあ りますか。

【令和2年度】 【令和3年度】 【令和4年度】

ここ数年間 10%程度の児童生徒がいじめられたことがあると回答 していることから、いじめをなくすことは難しいが、早期発見・対処 により、深刻化を防ぐことが大切である。

(2) いじめの内容

(質問) 今の学年になってから、いじめられたことが「ある」と答え た児童生徒のうち、それはどのようないじめでしたか。

小学生、中学生では「悪口」の割合が最も高く、次いで小学生では

4 札幌市におけるいじめの現状

札幌市が設置する学校(以下「市立学校」という。)の全児童生徒を対象として毎年 11 月に実施している「悩みやいじめに関するアンケート調査」の結果から把握したいじめの実態の概要は以下のとおりである。

(1) いじめを受けた児童生徒の割合

(質問) あなたは、今の学年になってから、いじめられたことがあります か。

【平成28年度】

【平成29年度】

【平成30年度】

ここ3年間とも10%超の児童生徒がいじめられたことがあると 回答している。

(2) いじめの内容

(質問) 今の学年になってから、いじめられたことが「ある」と答えた児 童生徒のうち、それはどのようないじめでしたか。

小学生、中学生、高校生全でで「悪口を言われる」の割合が最も高

「たたいたり、けられたり」、中学生では「仲間はずれや無視」となっている。高校生では「仲間はずれや無視」「悪口」の割合が高い。「メール・ネットでの中傷」の割合は、小学生はほぼないが、中学生、高校生になると増加している。

(3) いじめられたときに相談する相手

(質問)あなたは、自分がいじめられたら、誰に相談しますか。

「学校の先生」、「家族」に相談する割合は、小学生、中学生、高校生と順に低くなるが、「友達」に相談する割合は、小学生と比較して中学生と高校生は高くなる。

また、「だれにも相談しない」割合が<u>一定程度いることから、各種相談窓口の周知を図るとともに</u>困りや悩み等を相談することの重要性を繰り返し伝えていくことが大切である。

7 「札幌市立中学校における重大事態調査報告書」(令和5年2月)で の提言内容と提言を踏まえた方針改定の主なポイント

(1) 提言内容

- ・いじめの認知及び解消の判断等、いじめの対応に係る学校の組織的 な対応
 - ・アンケート調査や各種記録の効果的な活用
 - ・専門家との連携強化
 - ・教職員向け研修の充実
 - ・教育委員会による学校の取組の把握・指導・助言

(2) 提言を踏まえた方針改定の主なポイント

- ・学校いじめ対策組織の構成員及び会議の開催方法等の規定
- ・いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組
- ・個別の対応状況に関する記録及び引継ぎ
- ・緊急時の対応については、学校と教育委員会の連携について明記
- ・教育委員会による学校の取組状況の把握と指導・助言・支援
- ・教職員の指導力向上(教職員の意識改革、研修の充実)

く、次いで小学生では「たたいたり、けられたりする」、中学生では 「仲間外れや無視をされる」となっている。「メール・ネットでの中 傷」の割合は、小学生はほぼないが、中学生、高校生になると増加し ている。

(3) いじめられたときに相談する相手

(質問) あなたは、自分がいじめられたら、誰に相談しますか。

「学校の先生」、「家族」に相談する割合は、小学生、中学生、高校生と順に低くなるが、「友達」に相談する割合は、小学生と比較して中学生と高校生は高くなる。

また、「だれにも相談しない」割合が中学生と高校生で2割弱おり、 小学生と比較して2倍以上になっている。年齢とともに「誰にも相談 しない」割合が高まっており、児童生徒に困りや悩み等を相談するこ との重要性を伝えていくことが大切である。

- ・ICTを活用した児童生徒のSOSの早期発見・早期対応
- ・専門家との連携強化
- 再発防止策の検証

第2章 いじめの防止等のために札幌市が実施する取組

全ての児童生徒がいじめに向かうことのないようにするためには、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、学校と家庭、地域住民、その他あらゆる関係者と連携しながらいじめの防止や早期発見、対処等を行うことが必要である。

札幌市では、<u>いじめの防止対策を徹底するため、</u>いじめの防止等の取組 を以下のとおり実施する。

《札幌市全体での取組》

- いじめの早期発見・いじめへの対処のため教育委員会や子どもアシストセンターなど関係機関間での連携
- 教育委員会、子ども未来局、保健福祉局などの子ども支援を担当す る部局間での協働による課題を抱えた子どもたちへの支援
- 学校、児童養護施設や児童会館などの子どもが育ち学ぶ施設間の情報共有と連携した対応
- 1 いじめの防止に関すること
 - (1) <u>こども基本法及び</u>子どもの権利条例の趣旨を生かした学校教育の 推進
 - こども基本法における、子どもが意見を表明する機会を確保する という基本理念に基づき、子どもの声を聴きながら、いじめの防 止等の取組を実施する。
 - 子どもの権利に関するパンフレットを<u>市立学校</u>に配布し、学級活動や道徳などの授業での活用を促すなどして、いじめの防止に向けた理解を進める。
 - 市立学校に対しては、子どもの権利条例の趣旨を生かし、子ども が自分の権利について理解するとともに他者の権利を尊重する意 識や態度を育む教育活動が推進されるよう指導・助言を行う。

第2章 いじめの防止等のために札幌市が実施する取組

全ての児童生徒がいじめに向かうことのないようにするためには、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、学校と家庭、地域住民、その他あらゆる関係者と連携しながらいじめの防止や早期発見、対処等を行うことが必要である。

札幌市では、いじめの防止等の取組を以下のとおり実施する。

- 1 いじめの防止に関すること
 - (1) 子どもの権利条例の趣旨を生かした学校教育の推進

- 子どもの権利に関するパンフレットを市内の学校に配布し、学級 活動や道徳などの授業での活用を促すなどして、いじめの防止に 向けた理解を進める。
- 市立学校に対しては、子どもの権利条例の趣旨を生かし、子ども が自分の権利について理解するとともに他者の権利を尊重する意 識や態度を育む教育活動が推進されるよう指導・助言を行う。

(2) 市立学校における豊かな心の育成に向けた学校教育の推進

ア 豊かな感性と社会性を育む教育の充実

「<u>札幌市学校教育</u>⁴」などにおいて、豊かな心の育成に向け、児童生徒の発達の段階に応じた指針を示し、生命の尊重、思いやりの心を育む教育活動に取り組む。

イ 命を大切にする指導の充実

道徳教育の充実や児童生徒が助け合い支え合うピア・サポート 「などを推進し、児童生徒の自己肯定感⁶、自己有用感⁷を育む。

ウ 道徳教育の充実

小中学校における「特別の教科 道徳」の学習とともに、各学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育において、いじめは絶対に許されないという心情に支えられた、道徳的実践意欲と態度を養う。

エ 生命(いのち)の安全教育の推進

児童生徒が、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人 を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指し、 「生命(いのち)の安全教育」を推進する。

- (3) 市立学校の教職員、保護者、地域住民への啓発
 - ア 教職員への啓発・資質の向上
 - 全ての教職員が、いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏み にじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識して対応 に当たり、いじめの問題を切実に受け止め、責任をもって対処 する意識を醸成する。
 - 生徒指導資料「いじめ問題への対応」<u>やチェックリスト</u>を各学校に配布し、いじめの問題についての理解を促すとともに<u>法</u>に基づく適切な対応等について周知する。
 - <u>法を踏まえたいじめの防止等に係る組織的な対応についての</u> 教職員向け研修の充実を図るとともに、校内研修会等の実施を 支援し、全ての教職員にその意義が伝達される取組を実施する。
 - 校長、教頭、主幹教諭、教員の経験年数に応じた研修の全て において、いじめや自殺予防に係る研修を系統的に行い、全て

(2) 市立学校における豊かな心の育成に向けた学校教育の推進

ア 豊かな感性と社会性を育む教育の充実

「札幌市学校教育の重点⁴」などにおいて、豊かな心の育成に向け、児童生徒の発達の段階に応じた指針を示し、生命の尊重、思いやりの心を育む教育活動に取り組む。

イ 命を大切にする指導の充実

道徳教育の充実や児童生徒が助け合い支え合うピア・サポート 5などを推進し、児童生徒の自己肯定感 5、自己有用感 7を育む。

ウ 道徳教育の充実

小中学校における「特別の教科 道徳」の学習とともに、各学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育において、いじめは絶対に許されないという心情に支えられた、道徳的実践意欲と態度を養う。

(3) 市立学校の教職員、保護者、地域住民への啓発 ア 教職員への啓発・資質の向上

- 生徒指導資料「いじめ問題への対応」を各学校に配布し、い じめの問題についての理解を促すとともに適切な対応等につい て周知する。
- いじめの防止等についての教職員向け研修の充実を図る。
- いじめの防止等についての校内研修会等を実施できるよう支援する。

の教職員のいじめへの対応力向上を図る。

○ 自殺予防に関する研究開発事業の成果を学校に周知し、教職 員向け研修会等の実施を支援する。

- 4 <u>札幌市学校教育</u>: 幼児児童生徒の発達の段階を踏まえ、学校経営や教育課程の編成及び実施、生徒指導等に生かすために、施策や教育内容を示したもので、市立学校の全教職員に毎年配布しているもの。概要版は市立学校の全保護者に配布するとともに、ホームページで公開している。
- ⁵ ピア・サポート:ピアは「仲間」、サポートは「支援」「支える」という意味であり、 ピア・サポートは「仲間による支援活動」のことである。例えば、子どもがトラブルで 困っている友達にアドバイスをしたり、解決への手助けをしたりするなどの活動をい う。
- ⁶ 自己肯定感:自分の在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定 できる感情などをいう。
- ⁷ 自己有用感:他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値 あるものと受け止められる感覚をいう。

イ 保護者、地域への啓発

- いじめの問題への対応の仕方や、自己肯定感、自己有用感を 高めるための子どもへの関わり方などについて策定した啓発資 料を、保護者等に配布する。
- 上記啓発資料の内容をPTA集会や市内の中学校区青少年健全育成推進会⁸等で周知するよう市立学校に働きかけるなど、PTAや地域の関係団体等と連携しながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を図る。
- 出前講座等の実施を通して、いじめの定義やいじめの防止に 向けた学校の取組等について、保護者や地域住民に啓発し、い じめへの理解を深める。
- コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の導入や地 域学校協働活動の推進により、いじめの問題など、学校が抱え る課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進す る。

- 4 札幌市学校教育の重点:幼児児童生徒の発達の段階を踏まえ、学校経営や教育課程の編成及び実施、生徒指導等に生かすために、特に重点となる施策や教育内容を示したもので、市立学校の全教職員に毎年配布しているもの。概要版は市立学校の全保護者に配布するとともに、ホームページで公開している。
- ⁵ ピア・サポート:ピアは「仲間」、サポートは「支援」「支える」という意味であり、 ピア・サポートは「仲間による支援活動」のことである。例えば、子どもがトラブルで 困っている友達にアドバイスをしたり、解決への手助けをしたりするなどの活動をい う。
- ⁶ 自己肯定感:自分の在り方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定 できる感情などをいう。
- ⁷ 自己有用感:他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値 あるものと受け止められる感覚をいう。

イ 保護者、地域への啓発

- いじめの問題への対応の仕方や、自己肯定感、自己有用感を 高めるための子どもへの関わり方などについて策定した啓発資 料を、保護者等に配布する。
- 上記啓発資料の内容をPTA集会や市内の中学校区青少年健全育成推進会⁸等で周知するよう市立学校に働きかけるなど、PTAや地域の関係団体等と連携しながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を図る。
- 出前講座等の実施を通して、いじめの定義やいじめの防止に 向けた学校の取組等について、保護者や地域住民に啓発し、い じめへの理解を深める。

(4) 市立学校におけるいじめの防止等の取組の推進

- ア 学校いじめ防止基本方針及び学校安全計画 9 の策定の支援
 - 学校いじめ防止基本方針の策定・改訂を支援する。
 - 学校安全計画に「いじめの防止」「命を大切にする指導」を位置付け、体系的・計画的な取組を進めるよう働きかける。
- イ いじめの防止等の取組の推進
- いじめの実態及びいじめの防止の取組状況、<u>学校いじめ防止</u> <u>基本方針の策定と取組状況</u>について把握し、<u>各学校の取組が実</u> 効的に機能するよう指導・助言する。
- 児童生徒が主体的にいじめの防止に向けた取組を進められる よう「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」を設定するなど して啓発する。
- ウ 学校評価 ¹⁰ におけるいじめの防止等の取組の確認 学校評価において、自校でいじめの防止等の取組を適切に評価 できるよう、保護者や地域社会、関係機関等との連携協力の状況 などの評価項目や評価指標等の設定について指導・助言する。
- エ いじめの認知件数が0件の場合の対応

年間を通して、学校が認知したいじめの件数が 0 件の場合には、 児童生徒の状況や、アンケート結果等をより丁寧に見取るなどに より、いじめの認知もれがないか、改めて確認する。

- ⁸ 中学校区青少年健全育成推進会:中学校区を単位として、地域と学校が連携して青少年の健全育成、非行防止のための取組を行う組織。
- ⁹ 学校安全計画:各学校において学校安全の取組を総合的に進めるため、学校保健安全 法第27条に児童生徒の安全の確保を図るための計画を毎年度策定することが義務づ けられている。
- 10 学校評価:学校教育法第 42 条において教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めることとなっている。

(5) 幼保小の連携

市内幼稚園・認定こども園・保育所と小学校との間で、子どもに関する情報の共有や互いの教育実践に関する研修などを行い、

- (4) 市立学校におけるいじめの防止等の取組の推進
 - ア 学校いじめ防止基本方針及び学校安全計画 9 の策定の支援
 - 学校いじめ防止基本方針の策定・改訂を支援する。
 - 学校安全計画に「いじめの防止」「命を大切にする指導」を位 置付け、体系的・計画的な取組を進めるよう働きかける。
 - イ いじめの防止等の取組の推進
 - いじめの実態及びいじめの防止の取組状況について把握し、 指導・助言する。
 - 児童生徒が主体的にいじめの防止に向けた取組を進められる よう「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」を設定するなど して啓発する。
 - ウ 学校評価 ¹⁰ におけるいじめの防止等の取組の確認 学校評価において、自校でいじめの防止等の取組を適切に評価 できるよう、保護者や地域社会、関係機関等との連携協力の状況 などの評価項目や評価指標等の設定について指導・助言する。
 - エ いじめの認知件数が0件の場合

年間を通して、学校が認知したいじめの件数が 0 件の場合には、 児童生徒の状況や、アンケート結果等をより丁寧にみとるなどに より、いじめの認知もれがないか、改めて確認する。

⁸ 中学校区青少年健全育成推進会:中学校区を単位として、地域と学校が連携して青少年の健全育成、非行防止のための取組を行う組織。

⁹ 学校安全計画:各学校において学校安全の取組を総合的に進めるため、学校保健安全 法第27条に児童生徒の安全の確保を図るための計画を毎年度策定することが義務づ けられている。

¹⁰ 学校評価:学校教育法第42条において教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めることとなっている。

<u>就学児が安心して小学校生活を送ることができるよう、幼保小連</u>携・接続の充実を図る。

(6) 学校教育以外の場における取組の推進

ア 思いやりや命を大切にする心を育む取組

- 野外教育における自然体験や、地域行事における住民との多世代交流などを通じて児童生徒の思いやりの心を育む。
- 環境教育の拠点である円山動物園における動物との触れ合い などを通じて児童生徒の命を大切にする心を育む。
- イ 他者を理解し、助け合う心を育む取組
 - 外国の人など自分と異なる文化をもつ人や障がいのある人、 地域の高齢者や幼児などと触れ合う機会を通じて、他者を理解 し、助け合う心を育む。

(7) 研究機関との連携

大学と連携して取り組んだ研究の成果である「子どもの心を理解するためのガイドブック」及び「自殺関連行動に係る具体的対応のためのガイドブック」を、教職員が子どもの心の危機に気付く力を高めるために活用するとともに、いじめの防止等の取組においても有効活用を図る。また、いじめの防止等に係る施策の改善充実等について、今後も研究機関との連携を図る。

2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること

(1) 相談体制等の整備

ア 市立学校におけるスクールカウンセラー¹¹ の活用 児童生徒、保護者、教職員等が心の専門家であるスクールカウンセラーにいつでも気軽に相談することができるよう、スクールカウンセラーを配置し、その役割や活用方法について周知するなどして、各学校の相談体制が<u>一層</u>充実するよう努める。

また、配置時間の拡充とともに、子どもの声を聴きながら、相 談しやすい環境整備を進める。

◆スクールカウンセラーの役割

*教職員と協力し、心理的な側面から子ども理解を進め、担任教員等が児

(5) 学校教育以外の場における取組の推進

ア 思いやりや命を大切にする心を育む取組

- 野外教育における自然体験や、地域行事における住民との多世代交流などを通じて児童生徒の思いやりの心を育む。
- 環境教育の拠点である円山動物園における動物との触れ合い などを通じて児童生徒の命を大切にする心を育む。
- イ 他者を理解し、助け合う心を育む取組
 - 外国の人など自分と異なる文化をもつ人や障がいのある人、 地域の高齢者や幼児などと触れ合う機会を通じて、他者を理解 し、助け合う心を育む。

(6) 研究機関との連携

大学と連携して取り組んだ、児童生徒のストレスへの対処について 学ぶことや命を大切にする教育等に関する研究成果を、いじめの防止 等の取組に生かしていく。

2 いじめの早期発見・いじめへの対処に関すること

(1) 相談体制等の整備

ア 市立学校におけるスクールカウンセラー¹¹の活用 児童生徒、保護者、教職員等が心の専門家であるスクールカウンセラーにいつでも気軽に相談することができるよう、スクールカウンセラーを配置し、各学校の相談体制が充実するよう努める。 また、スクールカウンセラーの役割や活用方法について周知する。

◆スクールカウンセラーの役割

*教職員と協力し、心理的な側面から子ども理解を進め、担任教員等が児

童生徒一人一人に適切な支援ができるよう専門的な助言をすること。

- *各学校におけるいじめの防止等のための組織に参加し、より実効的にいじめの問題を解決すること。
- *いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等について、専門的な視点から児童生徒、教職員、保護者に伝え、いじめの防止等の重要性を啓発すること。
- 11 スクールカウンセラー:児童生徒の不安や悩みの相談に当たるとともに、保護者・教 員などに対し子どもとの関わりについて助言・支援を行うため、学校に配置される公 認心理師や臨床心理士などの心の専門家。
 - イ 市立学校におけるスクールソーシャルワーカー¹²の活用 <u>児童生徒、保護者、教職員等が社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーにより相談しやすい体制づくりに努める。</u> <u>また、スクールソーシャルワーカーの活用促進につなげるよう、</u> その役割について周知する。

◆スクールソーシャルワーカーの役割

- *学校及び関係機関が開催するケース会議等に参加し、支援体制をつくること。
- *家庭、学校、関係機関へ働きかけ、いじめの背景となっている課題を改善すること。
- *教職員に対し、児童生徒の指導における福祉に関する情報提供を行うとともに、教職員の福祉的な働きかけに関する資質向上を図ること。
 - ウ 子どもアシストセンター¹³ における子どもの権利の侵害からの 救済

電話やメール・<u>アプリケーション</u>のほか、面談による相談を行い、必要に応じて職員が学校等の関係機関に出向いて話を聴き調整するなど、子どもの権利の侵害からの救済に向け、積極的かつきめ細かな対応を図る。

エ いじめに関する電話等相談窓口の周知

童生徒一人一人に適切な支援ができるよう専門的な助言をすること。

- *必要に応じて、各学校におけるいじめの防止等のための組織に参加し、 より実効的にいじめの問題を解決すること。
- *いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響等について、専門的な視点から児童生徒、教職員、保護者に伝え、いじめの防止等の重要性を啓発すること。
- 11 スクールカウンセラー:児童生徒の不安や悩みの相談にあたるとともに、保護者・教員などに対し子どもとの関わりについて助言・支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。
 - イ 市立学校におけるスクールソーシャルワーカー¹²の活用 いじめの背景として、児童生徒が置かれている家庭環境に問題 がある場合などには、その解決に向けて、必要に応じてスクール ソーシャルワーカーを学校や家庭に派遣できるよう、その体制づ くりが一層充実するよう努める。

また、スクールソーシャルワーカーをより有効に活用することができるよう、その役割や成果について周知する。

◆スクールソーシャルワーカーの役割

- *学校及び関係機関が開催するケース会議等に参加し、支援体制をつくること。
- *家庭、学校、関係機関へ働きかけ、いじめの背景となっている課題を改善すること。
- *教職員に対し、児童生徒の指導における福祉に関する情報提供を行うとともに、教職員の福祉的な働きかけに関する資質向上を図ること。
 - ウ 子どもアシストセンター¹³ における子どもの権利の侵害からの 救済

電話やメールのほか、面談による相談を行い、必要に応じて職員が学校等の関係機関に出向いて話を聴き調整するなど、子どもの権利の侵害からの救済に向け、積極的かつきめ細かな対応を図る。

エ いじめに関する電話等相談窓口の周知

早期にいじめの通報・相談を受けるために、また、身近な人に は相談しにくい児童生徒の相談先として、札幌市などが設置して いる電話やメール等の様々な相談窓口を広く周知する。

- (2) 市立学校における「悩みやいじめに関するアンケート調査」の実施
 - いじめの実態の把握といじめへの対処のために、全ての児童生徒を対象とした「悩みやいじめに関するアンケート調査」を毎年度実施し、調査結果の分析及び取組の検証を行い、その成果を周知する。
 - 1人1台端末を用いた健康観察やいじめに関するアンケートを 実施し、児童生徒の不安や悩みを早期に把握し対応につなげる仕 組を導入する。
 - アンケートについては、子どもの声が聴きやすい内容となるよう工夫する。
 - 学校における調査の分析に当たっては、学校いじめ対策組織に おいて、スクールカウンセラーを含めた複数の教職員の視点で検 討し、その結果を共有することで、個々の児童生徒の心の状況を 把握するよう助言する。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対処
 - ソーシャルメディア ¹⁴等インターネットを通じて行われる<u>いじ</u> めを早期に把握して対応するため、ネットパトロールを実施する。
 - インターネットトラブルを未然に防ぐための効果的な指導等に ついて、保護者や教職員向けに専門業者や警察による説明会・研 修会を開催するとともに、市立学校の校内研修を支援する。
 - 教職員がインターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合の対処(削除の手続等)について周知するとともに、児童生徒に書き込みや動画の削除を緊急に求めることも想定し、どのように操作をしたら削除したことになるのか等、実践的な研修も行う。

早期にいじめの通報・相談を受けるために、また、身近な人には相談しにくい児童生徒の相談先として、札幌市などが設置している電話やメール等の様々な相談窓口を広く周知する。

- (2) 市立学校における「悩みやいじめに関するアンケート調査」の実施
 - いじめの実態の把握といじめへの対処のために、全ての児童生 徒を対象とした「悩みやいじめに関するアンケート調査」を毎年 度実施する。

- 学校における調査の分析に当たっては、スクールカウンセラー を含めた複数の教職員の視点で検討し、その結果を共有すること で、個々の児童生徒の心の状況を把握するよう助言する。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対処
 - 児童生徒がソーシャルメディア¹⁴等インターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれないよう、ネットパトロールを実施する。
 - インターネットトラブルを未然に防ぐための効果的な指導等に ついて、保護者や教職員向けに専門業者や警察による説明会・研 修会を市立学校が開催できるよう支援する。

- 12 スクールソーシャルワーカー:<u>教育と福祉の両面に関わる専門的な知識や技術を活用し、学校、家庭、地域の関係機関をつなぎ、問題を抱えた子どもを取り巻く環境の改</u>善に向けて支援する専門家。
- 13 子どもアシストセンター: いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に、子どもの権利条例に基づいて設置された公的第三者機関。
- 14 ソーシャルメディア:ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、動画 共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。利用者同士のつな がりを促進する様々なしかけが用意されおり、互いの関係を視覚的に把握できるのが 特徴。

(4) 市立学校への指導主事 15 等の派遣

- いじめの対処について学校に指導・助言するとともに、解決が 困難な場合など必要に応じて指導主事やスクールソーシャルワ ーカーなどを派遣し、共に解決を図るなど、学校と速やかに連携 し対応する。
- いじめられた児童生徒等が安全に、かつ、安心して教育を受けられるよう、必要に応じて学校と連携し、適切に対応する。
- 校内研修に指導主事などを講師として派遣する。

(5) 学校間の連携協力体制の整備

- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の在籍校が 異なる場合は、学校が適切に対応できるよう、学校間の連携を支 援する。
- ※ 市立学校におけるいじめへの対処の<u>確認</u>を第4章に、重大事態 への対処を第5章に記載する。

3 いじめの防止等に関係する機関との連携

- (1) 警察・法務局・児童相談所・医療機関等との連携
 - 犯罪行為や深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめについて は、必要に応じて警察や法務局等関係機関と連携して対処する。
 - いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校と 警察が連携し、適切に対応できるよう支援する。

- 12 スクールソーシャルワーカー:社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
- 13 子どもアシストセンター: いじめ等の権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもを迅速かつ適切に救済することを目的に、子どもの権利条例に基づいて設置された公的第三者機関。
- 14 ソーシャルメディア:ブログ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、動画 共有サイトなど、利用者が情報を発信し、形成していくメディア。利用者同士のつな がりを促進する様々なしかけが用意されおり、互いの関係を視覚的に把握できるのが 特徴。

(4) 市立学校への指導主事 15 等の派遣

- いじめの対処について学校に指導・助言するとともに、解決が 困難な場合など必要に応じて指導主事やスクールソーシャルワ ーカーなどを派遣し、共に解決を図るなど、学校と速やかに連携 し対応する。
- いじめられた児童生徒等が安全に、かつ、安心して教育を受け られるよう、必要に応じて学校と連携し、適切に対応する。

※ 市立学校におけるいじめへの対処の流れを第4章に、重大事態 への対処を第5章に記載する。

3 いじめの防止等に関係する機関との連携

(1) 警察・法務局・児童相談所・医療機関等との連携

犯罪行為や深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめについては、 必要に応じて警察や法務局等関係機関と連携して対処する。

また、いじめの背景にある児童生徒本人や家庭の状況等を把握し、 適切な対処を行うため、必要に応じて、児童相談所や各区家庭児童

- いじめの背景にある児童生徒本人や家庭の状況等を把握し、適切な対処を行うため、必要に応じて、児童相談所や各区家庭児童相談室、医療機関等と連携する。
- (2) いじめの防止等に関する学校以外の各施設関係者への啓発 子どもの権利条例で定める子どもが育ち学ぶ施設(学校を除く。) の関係者に対して、いじめの防止に努めるとともに、いじめを発見 した場合に適切な対応や措置を行えるよう啓発及び働きかけをす る。

子どもの権利条例

- 第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。
 - 2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫 し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、 対応するよう努めなければなりません。

【第16条の解説】

第1項関係:いじめは子どもたちの心身に大きな影響を及ぼすことから、育ち学ぶ施 設に勤務するすべての職員に対して、その防止に努めることを規定。

第2項関係:施設関係者が、いじめた者といじめを受けた者双方の最善の利益を考慮 し、問題の解決に当たる必要があることを規定。

※ 学校以外の育ち学ぶ施設:児童養護施設 ¹⁶、児童会館、民間のフリースクール ¹⁷ など。

15 指導主事:教育委員会に置かれる職員で、学校の教育課程、学習指導その他学校教育 に関する専門的事項の指導に関する仕事に従事する者。

(3) 学校以外の子どもが育ち学ぶ施設との連携

いじめを早期に発見し、深刻化を防止する観点から、子どもが育 ち学ぶ施設間での情報共有や連携した対応に努める。 相談室、医療機関等と連携する。

(2) いじめの防止等に関する学校以外の各施設関係者への啓発子どもの権利条例で定める子どもが育ち学ぶ施設(学校を除く。)の関係者に対して、いじめの防止に努めるとともに、いじめを発見した場合に適切な対応や措置を行えるよう啓発及び働きかけをする

子どもの権利条例

第16条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもがいじめについて相談しやすいように工夫 し、いじめが起きたときは、関係する子どもの最善の利益を考慮し、 対応するよう努めなければなりません。

【第16条の解説】

第1項関係:いじめは子どもたちの心身に大きな影響を及ぼすことから、育ち学ぶ 施設に勤務するすべての職員に対して、その防止に努めることを規定。

第2項関係:施設関係者が、いじめた者といじめを受けた者双方の最善の利益を考慮し、問題の解決に当たる必要があることを規定。

※ 学校以外の育ち学ぶ施設:児童養護施設 ¹⁶、児童会館、民間のフリースクール ¹⁷ など。

- 15 指導主事:教育委員会に置かれる職員で、学校の教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する仕事に従事する者。
- 16 児童養護施設:児童福祉法に定められた児童福祉施設の1つ。保護者がいない、虐待されているなど、家庭における養育が困難で保護を必要としている子どもを入所させて養育する。
- 17 フリースクール:不登校の児童生徒の学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

(3) 学校以外の子どもが育ち学ぶ施設との連携

いじめの発見やその対処に関して、必要に応じて、子どもが育ち 学ぶ施設と連携を図るよう学校に働きかける。

¹⁶ 児童養護施設:児童福祉法に定められた児童福祉施設の1つ。保護者がいない、虐待されているなど、家庭における養育が困難で保護を必要としている子どもを入所させて養育する。

¹⁷ フリースクール:不登校の児童生徒の学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

(4) 関係機関及び団体との連携を図るための協議会等の設置

ア 札幌市いじめ対策連絡協議会

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、法務局、 警察、人権擁護委員連合会、青少年育成委員会連絡協議会、PT A協議会、校長会等と、情報交換や意見交流等を行うことにより、 いじめの未然防止や対応の改善につなげる。

イ 札幌市子どもの命を守る連携協力会議

子どもの自殺予防に向けた取組の推進や、自殺未遂や自殺のほのめかし等の自殺関連行動が発生した際の支援体制の構築について、学識経験者、児童精神科医、校長会等との連携を深めるととともに、専門的な知見から助言を得て、子どもの自殺予防対策に役立てる。

○ 上記の協議会等に参加する関係機関や団体が、同じ視点をもって重層的・包括的に子どもを見守ることができるよう、子どものサインを早期に発見するためのチェックシートを共有し、いじめを見逃さない体制を整える。

(5) 専門家との連携強化

心理や法律等の専門家監修の下、いじめの加害者・傍観者の心理を 踏まえた未然防止教育や、加害者の深い反省を促し、再発防止につな げる指導プログラムを作成する。

4 いじめの防止対策を徹底するための教育委員会と学校の連携

- (1) いじめの認知件数等の確認
 - いじめの認知、解消の状況、対応の状況の件数について、文部 科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査」のいじめに関する調査項目に沿って、定期 的に学校から報告を受ける。
 - 教育委員会は、各学校が認知したいじめについて、適切に対応 できるよう支援・助言する。

(4) 関係機関と連携した組織の設置

ア 札幌市いじめ対策連絡協議会

市立学校の児童生徒の健全育成に向け、法務局、警察、人権擁護委員連合会、青少年育成委員会連絡協議会、PTA協議会、校長会等と連携を図り、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、いじめの未然防止や対応等について情報交換や意見交流等を行う。

イ 札幌市子どもの命を守る連携協力会議

学識経験者、児童精神科医、校長会等との連携を図り、いじめによる市立学校の児童生徒の自殺等の重大事態の現状と課題を把握するとともに、自殺予防のための取組の充実と緊急時の支援体制の構築に向けて連携を深めるとともに、意見交流等を行う。

(2) いじめの防止等のために学校が実施する取組の確認

- 学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査 (学校独自アンケートも含む)・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組について、学校から報告を受ける。
- 教育委員会は、学校のいじめ対策の年間計画に基づく取組について、報告やヒアリング等により状況を確認し、継続的に指導・助言を行う。

(3) 緊急時の対応

○ 教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめ の重大事態につながることが懸念される事案が報告された場合 は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スク ールロイヤー¹⁸、スクールセーフティアドバイザー¹⁹ などの活用も 含めて学校と連携して対応に当たる。

(4) ICTの活用

○ 学校、教育委員会のデータの一元化を進め、関係機関と連携し で困りを抱えた子どもに対応できるよう、情報の共有方法の検討 を進める。

5 再発防止策の検証

市立学校及び教育委員会の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会²⁰に定期的に報告し、再発防止の取組について検証し、必要な改善を図る。

¹⁸ スクールロイヤー:学校が抱える対応が困難な諸課題の解決に向け、子どもの最善の 利益を念頭に置きつつ、教育委員会や学校に対して、法的側面からの助言等を行う弁 護士。いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題に関する対応や教員の資質向上に向 けた研修の講師を担うなど、教育委員会や学校が実施する取組を支援する。

¹⁹ スクールセーフティアドバイザー:警察との連携をより円滑に行うことを主な目的とした、警察官の勤務経験を有した人材。警察との連絡・連携に係る調整、いじめへの対処、学校安全に係る環境整備などについて、学校・教育委員会への支援・助言を行う。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組

学校は、いじめの防止等について、迅速かつ組織的な取組を実施する責任 がある。

いじめの防止等に向けた取組に当たっては、「いじめは、どの子どもにも、 どの学校でも、起こり得る」ことを踏まえ、いじめを生まない対人関係づく りに向けた教育活動を推進していくことが必要である。

また、「いじめる子ども」「いじめられる子ども」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、すべての立場の児童生徒を対象とした指導が重要である。

そのため、学校では、チーム学校²¹による組織的な対応の徹底のために、 以下の取組を実施する。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 実効性のある方針の策定

- 学校規模や転勤等による転出入が多いなどの自校の実情、地域 の特性について考慮する。
- 自校の児童生徒に起こったいじめの事例を検証して、いじめの 早期発見や事実確認の仕方、組織的な対応などの課題を洗い出 し、その改善に向けた具体的な手立てを方針に盛り込む。
- 児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上 での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなが るよう、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示す。
- 方針の見直しと改定に際しては、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得たり、自治的な活動として児童生徒の意見を取り入れたりするなど、いじめ防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が可能となるよう、「さっぽろっ子自治的な活動」に係る取組との関連を図るようにする。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する取組

学校は、いじめの防止等について、迅速かつ組織的な取組を実施する責任 がある。

いじめの防止等に向けた取組に当たっては、「いじめは、どの子どもにも、 どの学校でも、起こり得る」ことを踏まえ、いじめを生まない対人関係づく りに向けた教育活動を推進していくことが必要である。

また、「いじめる子ども」「いじめられる子ども」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、すべての立場の児童生徒を対象とした指導が重要である。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 実効性のある方針の策定

- 学校規模や転勤等による転出入が多いなどの自校の実情、地域 の特性について考慮する。
- 自校の児童生徒に起こったいじめの事例を検証して、いじめの 早期発見や事実確認の仕方、組織的な対応などの課題を洗い出 し、その改善に向けた具体的な手立てを方針に盛り込む。
- 児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上 での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなが るよう、いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示す。

²⁰ 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会:市立学校の児童生徒がいじめにより 重大事態があった場合に調査及び審議し、いじめの防止対策を協議する教育委員会が 設置する附属機関で、学識経験者、弁護士、医師、心理及び福祉の専門家等で構成す る。

21 チーム学校:中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」(平成27年12月)において、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子供たちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校」と定義された。

(2) 方針に盛り込む重点的な取組

- 年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様 な取組が体系的・計画的に行われるよう、その具体的な指導内容 を計画する。(「学校安全計画」への位置付け等)。
- いじめの早期発見・対処のマニュアルを策定し、学校としての 対処手順を明確にする。
- 加害児童生徒に対しては、成長支援という視点に立って、いじ める児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを教職員 が理解し受け止めた上で指導・援助に当たることを対応方針に盛 り込む。
- 生徒指導提要 ²²における生徒指導の4層の支援構造である、発 達支持的生徒指導、課題未然防止教育、課題早期発見対応、困難 課題対応的生徒指導を考慮する。

(2) 方針に盛り込む重点的な取組

○ 現在、各学校において実施している様々な教育活動をいじめ対 応の視点から見直し、自校として重点的な取組や対応策を方針に 盛り込む。

【重点的な取組の例】

項目	重点的な取組	取組内容
	話合いを重 視した授業 の推進	・少人数グループや学級全体での話 合いを適宜取り入れる。 ・授業規律(他の発言の聴き方、発 表の仕方など)を育む。
いじめの防止	いじめに向 かわない態 度の育成	・児童会・生徒会活動において、いじめ防止の標語を募集するなど、いじめを許さない環境づくりに向けた取組を行う。 ・特別の教科道徳の授業を要として、いじめの防止に向けた指導内容をプログラム化する。
いじめの早期発見	校内のパソ コークの リークの 用 学校なート 実施	・各教職員が得た情報(気になる行為、噂等)を記入し指導担当者に提出する。担当者が毎朝、教職員専用パソコンの掲示板に掲載する。 ・学校独自にいじめのアンケートを無記名で実施し、校内のいじめの実態を把握する。
いじめへの対処	迅速かつ組 織的な対処 の実施	・からかいなどがあれば、その場で 必ず指導する。・ささいなことでも過小評価せずに、 最低3名の教職員に相談する。・担任などが抱え込むことなく、組 織でいじめの疑いのある情報や指 導方針等を共有して対応する。

²² 生徒指導提要:文部科学省が、生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、 時代の変化に即して網羅的にまとめ作成した生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書。令和4年12月に改訂。

【重点的な取組の例】

項目	重点的な取組	取組内容
	話合いを重 視した授業 の推進	・少人数グループや学級全体での話 合いを適宜取り入れる。 ・授業規律(他の発言の聴き方、発 表の仕方など)を育む。
いじめの防止	いじめに向 かわない態 度の育成	・児童会・生徒会活動において、いじめ防止の標語を募集するなど、いじめを許さない環境づくりに向けた取組を行う。 ・特別の教科道徳の授業を要として、いじめの防止に向けた指導内容をプログラム化する。
いじめの早期発見	校内のパソト フークの 用 学校なート 実施	・各教職員が得た情報(気になる行為、噂等)を記入し指導担当者に提出する。担当者が毎朝、教職員専用パソコンの掲示板に掲載する。 ・学校独自にいじめのアンケートを無記名で実施し、校内のいじめの実態を把握する。
いじめへの対処	迅速かつ組 織的な対処 の実施	・からかいなどがあれば、その場で必ず指導する。・些細なことでも過小評価せずに、最低3名の教職員に相談する。・担任などが抱え込むことなく、組織でいじめの疑いのある情報や指導方針等を共有して対応する。

(3) PDCAサイクル²³の確立

- 学校いじめ防止基本方針は、PDCAサイクルに基づいて定期 的に評価し、見直しを図る。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目に、いじめの防止等の取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)に関する項目を必ず位置付ける。
- 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

(4) 児童生徒及び保護者、地域等への説明

- 入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達の段階に応じて方 針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取 組を推進する。
- 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- 方針を各学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

- (1) 学校いじめ対策組織の設置と構成
 - 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、 校長の監督の下で行う。
 - 学校がいじめの問題に実効的に対応するために、常設の学校い じめ対策組織を設置する。
 - 構成員については、<u>管理職 ²⁴、主幹教諭 ²⁵、生徒指導担当教諭 ²⁶、学年主任 ²⁷、養護教諭 ²⁸、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者が参加するなど、組織的対応の中核として機能するよ</u>

(3) PDCAサイクル ¹⁸ の確立

- 学校いじめ防止基本方針は、PDCAサイクルに基づいて定期 的に評価し、見直しを図る。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の 評価項目に位置付けるなど、学校におけるいじめの防止等のため の取組の達成状況等を把握し、取組の改善を図る。

(4) 保護者や地域への説明

○ 策定した学校いじめ防止基本方針を、入学時及び各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明するとともに、各学校のホームページに掲載するなどの方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

- (1) 学校いじめ対策組織の設置と構成
 - 学校がいじめの問題に実効的に対応するために、常設の学校い じめ対策組織を設置する。
 - 構成員については、管理職 ¹⁹ や主幹教諭 ²⁰、生徒指導担当教諭 ²¹、学年主任 ²²、養護教諭 ²³、スクールカウンセラー、その他地域 の関係者などとし、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、 弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等が参加するなど、組織的対応の中核として機能するような体制を自校

- うな体制を自校の実情に応じて組織する。個々のいじめの対処等 に当たっては、関係の深い教職員を加えるなど、<u>組織の構成を適</u> 官工夫・改善できるよう柔軟な運営をする。
- いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やか に対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合で も、出席可能な構成員のみで会議を開催することを学校の方針に 明記しておく。その場合、定例の会議で再度確認する。
- 校長が不在時の、副校長や教頭、主幹教諭等の役割を定めてお く。校長不在時の対応については、責任者である校長に報告し決 裁を得る。
- 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外 に個別に意見を求める。
- 学校いじめ対策組織は、いじめの問題が発生した場合のみではなく、いじめに結びつきそうな状況を共有するとともに、学校独自に実施するアンケート内容の検討や、いじめの防止に向けた教育プログラムの選定など、日常的に活動する。

²³ PDCAサイクル:事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan (計画) \rightarrow Do (実行) \rightarrow Check (評価) \rightarrow Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

- 24 管理職:学校長、副校長、教頭
- ²⁵ 主幹教諭: 児童生徒の教育のほか、管理職の補佐も行う教諭。平成 19 年学校教育法 の改正により新設。
- ²⁶ 生徒指導担当教諭:生徒指導について連絡調整及び指導、助言に当たる教諭。
- ²⁷ 学年主任: 当該学年の教育活動について連絡調整及び指導、助言に当たる教諭。
- 28 養護教諭:学校で、児童・生徒の保健管理と指導を担当する専任の教諭。

(2) 学校いじめ対策組織の会議

- 学校いじめ対策組織の会議の開催予定日を「生徒指導年間計画 (教育課程編成等に関する諸届用紙²⁹)」に位置付け、定例の会議 を月に1回開催する。
- 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した 個別の対応状況を確認する。
- いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の

の実情に応じて組織する。個々のいじめの対処等に当たっては、 関係の深い教職員を加えるなどの柔軟な運営をする。

○ 学校いじめ対策組織は、いじめの問題が発生した場合のみではなく、いじめに結びつきそうな状況を共有するとともに、学校独自に実施するアンケート内容の検討や、いじめの防止に向けた教育プログラムの選定など、日常的に活動する。

¹⁸ PDCAサイクル:事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

¹⁹ 管理職:学校長、副校長、教頭

²⁰ 主幹教諭:児童生徒の教育のほか、管理職の補佐も行う教諭。平成 19 年学校教育法 の改正により新設。

²¹ 生徒指導担当教諭:生徒指導について連絡調整及び指導、助言にあたる教諭。

²² 学年主任:当該学年の教育活動について連絡調整及び指導、助言にあたる教諭。

²³ 養護教諭:学校で、児童・生徒の保健管理と指導を担当する専任の教諭。

- 内容について検討するために、学校いじめ対策組織の会議を必ず 開催する。
- 学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。ま た、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- 校内学びの支援委員会や生徒指導委員会等の校務組織が学校い じめ対策組織を兼ねている場合には、その旨を方針に明記し、学 校いじめ対策組織としての会議部分の記録は別途作成する。

(3) 組織の主な役割

【いじめの防止】

- いじめの防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない 環境づくりを行う。
- いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組や、児童生徒が 互いに認め合う学級・学年意識の醸成に向けた取組など、いじめ が起きにくい・いじめを許さない環境づくりの具体的な手法につ いて検討し、教職員及び児童生徒に周知する。

29 教育課程編成等に関する諸届用紙:札幌市学校管理規則等に基づき、例年、校長が、 各学校で編成した教育課程等について、教育長に届け出るもの。

【いじめの早期発見・いじめへの対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いや問題行動 などに係る情報を集約し、全教職員での共有を図る。
- いじめの把握やいじめの疑いがあったときは、<u>限られた構成員であっても速やかに学校いじめ対策組織の会議を開催し、</u>情報を迅速に共有するとともに、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- 事実関係に基づく、被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒 に対する指導の体制・対応方針の決定と関係する保護者との連携 といった対応を組織的に実施する。

(2) 組織の主な役割

【いじめの防止】

- いじめの防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない 環境づくりを行う。
- いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組や、児童生徒が 互いに認め合う学級・学年意識の醸成に向けた取組など、いじめ が起きにくい・いじめを許さない環境づくりの具体的な手法につ いて検討し、教職員及び児童生徒に周知する。

【いじめの早期発見・いじめへの対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口 となる。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いや問題行動 などに係る情報を集約し、全教職員での共有を図る。
- いじめの把握やいじめの疑いがあったときは、緊急会議等を開催するなど、情報を迅速に共有するとともに、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- 事実関係に基づく、被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒 に対する指導の体制・対応方針の決定と関係する保護者との連携 といった対応を組織的に実施する。

○ 認知したいじめが解消されているか否かについて、複数の手段 と視点で、組織で判断する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針の作成、実行、検証及び修正を行う。
- 学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査 (学校独自アンケートも含む)・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組の年間計画の作成、実行、検証及び修正を行う。
- <u>学校いじめ防止基本方針に記載されている組織的な対応(いじめの未然防止、早期発見、対処等)が</u>当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。(PDCAサイクルの実行を含む。)
- いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、 支援内容や教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に 実行する。
- いじめの防止等に係る取組は、特定の教職員に過度な責任や負担をかけないよう、学校いじめ対策組織により組織的に行う。

【組織の周知】

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に 行うため、学校は組織の存在及びその活動内容について、児童生 徒及び保護者に対して具体的に説明する。
- いじめの早期発見のために、学校の組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると、児童生徒から認識されるようにする。

3 いじめの未然防止

(1) 教職員の対応力の向上

○ いじめの対応に当たっては、初期段階から組織で対応し、安易 に個人で対応方法を判断せず、複数の目で解決に当たるように共 通理解を図る。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- 学校いじめ防止基本方針やいじめの防止等の年間計画などに基づき、いじめ防止等の対応の実行、検証及び修正を行う。
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能 しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見 直しを行う。(PDCAサイクルの実行を含む。)

【組織の周知】

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に 行うため、学校は組織の存在及びその活動内容について、児童生 徒及び保護者に対して具体的に説明する。
- いじめの早期発見のために、学校の組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると、児童生徒から認識されるようにする。

3 いじめの防止

(1) 教職員の対応力の向上

○ いじめの対応にあたっては、初期段階から組織で対応し、安易 に個人で対応方法を判断せず、複数の目で解決にあたるように共 通理解を図る。

- 「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体に徹底するため、学校において、<u>年に複数回、いじめをはじめとする生徒</u> 指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。
- 全ての教職員が「いじめは絶対に許されない」、「いじめられた 児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守る」という姿勢を 共有し、児童生徒が教職員を信頼し、見守られているという安心 感をもって学校生活を送ることができるようにする。
- 児童生徒から信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽に取り組む。
- 生徒指導提要における発達支持的生徒指導を基本として、児童 生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に 付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行う。
- 「人間尊重の教育 ³⁰」を基盤とした生徒指導を実践し、教職員 の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを 助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払 う。
- スクールカウンセラー<u>やスクールソーシャルワーカー</u>などの専門家の助言を参考にし、個に応じた指導を行う。
- 学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておく必要がある。また、学校<u>いじめ防止</u>基本方針において、アンケート調査、個人懇談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動 等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」 としてはやし立てたり面白がったりする存在や、知らぬふりをし て見ている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめ を許容しない雰囲気が形成されるようにする。
- 養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカ ーと連携して、いじめや自殺関連行動に関する校内研修会を実施 するなど、児童生徒理解に係る研修等の取組を実施する。

○ 「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体に徹底するため、学校において研修等に取り組む。

- 児童生徒から信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽に取り組む。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒による いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の 注意を払う。
- スクールカウンセラーなどの専門家の助言を参考にし、個に応じた指導を行う。
- 学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておく必要がある。また、学校基本方針において、アンケート調査、個人懇談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。

○ 教職員が子ども理解を協働して深めていく校内研修等の機会を 意図的に生み出す学校経営上の工夫を行う。

(2) 児童生徒一人一人を生かす教育活動の充実

- 全ての児童生徒が主体的に参加・活躍できるような授業を行い、 児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める。
- 道徳教育を通して、誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の 立場に立てる心を育むとともに、円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育成する。
- スクールカウンセラーと連携して、児童生徒の困難・ストレス への対処方法等に資する教育プログラム (ストレスコーピング、 ストレスマネジメント、ピア・サポート等)の充実を図り、適切 なストレス対処の力を育成する。

(3) いじめについての児童生徒の理解促進

- いじめに当たる行為についての認識を学校全体で共有するほか、児童生徒が<u>自治的な活動を通して、</u>いじめの問題について<u>主体的に考え議論し、</u>意見を述べ合う機会を設けるなど、いじめを防止する取組を通して、互いを認め合う人間関係を育む。
- いじめられる児童生徒の気持ちを全ての児童生徒が理解できる ようにするとともに、見て見ぬふりをすることがいじめを深刻化 させることになることを指導する。
- いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の 児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、 また、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠 償責任が発生し得ることなどを、児童生徒が学ぶ<u>ことができる</u>取 組を行う。

(2) 児童生徒一人一人を生かす教育活動の充実

- 全ての児童生徒が主体的に参加・活躍できるような授業を行い、 児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める。
- 児童生徒が主体的に考え、児童生徒がいじめ防止を訴える取組 (児童会、生徒会によるいじめ撲滅の宣言など)を推進し、互いを 認め合う人間関係を育む。
- 道徳教育やピア・サポート等の教育活動を通して、誰に対して も思いやりの心を持ち、相手の立場に立てる心を育むとともに、 円滑に他者とのコミュニケーションを図る社会性を育成する。

(3) いじめについての児童生徒の理解促進

- いじめにあたる行為についての認識を学校全体で共有するほか、児童生徒がいじめの問題について考え、意見を述べ合う機会を設けるなど、いじめを防止する活動に取り組む。
- いじめられる児童生徒の気持ちを全ての児童生徒が理解できる ようにするとともに、見て見ぬふりをすることがいじめを深刻化 させることになることを指導する。
- いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の 児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、 また、刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠 償責任が発生し得ることなどを、児童生徒が学ぶ取組を行う。

³⁰ 人間尊重の教育:基本的人権を尊重するとともに、一人一人が自他の生命を尊び、互いにかけがえのない人間としての尊厳や個性、多様性を認め合い、あらゆる偏見や差別をなくし、支え励まし合う温かい人間関係の中で、心豊かに生きようとする態度を育む教育。札幌市学校教育の基盤として位置付け、全ての教育活動において推進するもの。

- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規 <u>律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授</u> 業づくりや集団づくりを行う。
- (4) 学校として特に配慮が必要な児童生徒についてのいじめの防止
 - ア 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめの防止
 - 教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深める。
 - 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を 行う。
 - 当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切 な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
 - イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保 護者をもつ児童生徒などに対するいじめの防止
 - 言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
 - 言語や文化の差からいじめが行われることがないよう、教職 員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促 進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行 う。
 - ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するい じめの防止
 - 性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正 しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - エ 東日本大震災や北海道胆振東部地震等の災害により被災した児 童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒(以下 「被災児童生徒」という。)
 - 被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境へ の不安感等を教職員が十分に理解する。
 - 被災児童生徒に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を 払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発 見に取り組む。

- (4) 学校として特に配慮が必要な児童生徒についてのいじめの防止
 - ア 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめの防止
 - 教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深める。
 - 個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を 行う。
 - 当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切 な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
 - イ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保 護者をもつ児童生徒などに対するいじめの防止
 - 言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
 - 言語や文化の差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
 - ウ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するい じめの防止
 - 性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正 しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
 - エ 東日本大震災や北海道胆振東部地震等の災害により被災した児 童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒(以下 「被災児童生徒」という。)
 - 被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境へ の不安感等を教職員が十分に理解する。
 - 被災児童生徒に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を 払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発 見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(5) インターネット上のいじめの防止

ア 情報モラル教育 31 の充実

- 警察やネットパトロール業者等による、児童生徒向け安全教 室や教職員向け研修会を実施する。
- 日頃から児童生徒のインターネットの利用状況を把握するよう努める。
- インターネットによるコミュニケーションでは、誤解やすれ 違いなどが生じやすいことを理解させる。
- インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り 返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性 があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」の パートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の 段階に応じた系統的な指導を行う。

31 情報モラル教育:情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する教育。

(6) 保護者への啓発

- 児童生徒がいじめの防止に向けた学習を行う際に保護者も同席するなど、保護者がいじめの問題について理解を深めることができるようする。
- 児童生徒のインターネットの使い方について、家庭でのルールづくりを行うなど安全な利用について啓発するとともに、児童生徒のインターネット利用状況を保護者が把握するよう促す。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(5) インターネット上のいじめの防止

ア 情報モラル教育 24 の充実

- 警察やネットパトロール業者等による、児童生徒向け安全教 室や教職員向け研修会を実施する。
- 日頃から児童生徒のインターネットの利用状況を把握するよう努める。
- インターネットによるコミュニケーションでは、誤解やすれ 違いなどが生じやすいことを理解させる。

(6) 保護者への啓発

- 児童生徒がいじめの防止に向けた学習を行う際に保護者も同席するなど、保護者がいじめの問題について理解を深めることができるようする。
- 児童生徒のインターネットの使い方について、家庭でのルールづくりを行うなど安全な利用について啓発するとともに、児童生徒のインターネット利用状況を保護者が把握するよう促す。

²⁴ 情報モラル教育:情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する教育。

4 いじめの早期発見

(1) 教職員による積極的な関わり

- <u>いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われること、</u>暴力を伴わないいじめや、グループ内のいじめなどは見過ごしやすいことから、児童生徒が発する小さなサインにもいち早く気付くように努める。
- 日常的な観察や声かけの関わり、出席状況の確認等により、児 童生徒の変容を見いだす。
- 自分から相談できない児童生徒もいることから、教職員からの 声かけに加え、子どもが相談しやすい信頼できる大人に相談でき ることや、様々な相談窓口があることについて、繰り返し周知に 努める。
- 児童生徒からいじめの情報を得やすくするための<u>取組を工夫す</u> る。
- 児童生徒のSOSを早期に把握するため、ICTを活用すると ともに、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャル ワーカーも含めた全ての教職員が連携して、丁寧に児童生徒の見 守りを行う。
- いじめの疑いがある場合には、個々の教職員が把握した情報を 教職員全体で必ず共有をする。
- 部活動、スポーツ少年団等、他学年や他校を含むあらゆる集団 における人間関係の把握に努める。
- <u>養護教諭、担任、スクールカウンセラー等が協働し、保護者とも情報共有するとともに、</u>保護者からの情報も必要に応じて収集する。

(2) いじめに関するアンケートや教育相談の計画的な推進

- ② 全学校が取り組む記名式の「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他、記載者の匿名性を守る無記名アンケートなどの学校独自アンケート及び教育相談を計画的かつ確実に実施し、児童生徒の様子を客観的に把握する。
- アンケートは、数量的な分析・評価にとどまることなく、スク

4 いじめの早期発見

(1) 教職員による積極的な関わり

- 暴力を伴わないいじめや、グループ内のいじめなどは見過ごし やすいことから、児童生徒が発する小さなサインにもいち早く気 付くように努める。
- 日常的な観察や声かけの関わり、出席状況の確認等により、児 童生徒の変容を見いだす。

○ 児童生徒からいじめの情報を得やすくするための目安箱等を設 置する。

- いじめの疑いがある場合には、個々の教職員が把握した情報を 教職員全体で必ず共有をする。
- 部活動、スポーツ少年団等、他学年や他校を含むあらゆる集団 における人間関係の把握に努める。
- 保護者からの情報も必要に応じて収集する。

(2) いじめアンケートや教育相談の計画的な推進

- 全学校が取り組む記名式の「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他、記載者の匿名性を守る無記名アンケートなどの学校独自アンケートや教育相談を計画的に実施し、児童生徒の様子を客観的に把握する。
- アンケートは、数量的な分析・評価にとどまることなく、スク

- ールカウンセラーを活用するなど複数の教職員で空欄や消した 痕も含めた質的な分析・評価を行うことを心がけ、児童生徒の心 の内面に迫る努力をする。
- 教育相談は、児童生徒の発達の段階に応じて、スクールカウン セラーからの助言を参考にするなど、心的負担を与えないよう実 施する。
- アンケート調査や個人面談等において、児童生徒が自らSOS を発信することや、いじめの情報を教職員に報告することは、当 該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであり、<u>この際の対応によって児童生徒が大人に相談しても効果がないと感じると、それ以降大人には相談しない状態になることも考えられる。</u> そのため学校は、児童生徒からの相談に対しては、迅速<u>かつ丁寧</u> に組織的に対応する。

5 家庭・地域との連携

- (1) いじめの防止等についての家庭や地域の理解促進
 - いじめのない温かな社会を築くために、子どもは家庭だけでも、 学校だけでも育つものではないという認識を家庭や地域と共有 して、地域ぐるみの取組を推進し、社会総がかりでいじめ防止に 取り組む。
 - PTAや地域の関係団体が集まる機会に、児童生徒の状況について共有するとともに、いじめ防止対策の概要を説明し、学校のいじめ防止等の取組について理解を求める。
 - 学校いじめ対策組織の開催予定日、いじめに係るアンケート調査 (学校独自アンケートも含む)・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組など学校が計画した取組について、保護者や地域と共有し、社会総がかりで取り組む。

(2) 家庭や地域の協力・参画の推進

- 学校外でいじめの疑いがある場面を見かけた方からの学校への 通報等の協力について、保護者や地域住民に周知する。
- 通学路指導等における、地域の方々との関わりを大切にし、い

- ールカウンセラーを活用するなど複数の教職員で空欄や消した 痕も含めた質的な分析・評価を行うことを心がけ、児童生徒の心 の内面に迫る努力をする。
- 教育相談は、児童生徒の発達の段階に応じて、スクールカウン セラーからの助言を参考にするなど、心的負担を与えないよう実 施する。
- アンケート調査や個人面談等において、児童生徒が自らSOS を発信することや、いじめの情報を教職員に報告することは、当 該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを踏 まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、迅速に対応する ことを徹底する。

5 家庭・地域との連携

- (1) いじめの防止等についての家庭や地域の理解促進
 - 学校いじめ防止基本方針について、学校だより、学校ホームページなどに掲載するとともに、入学時や各年度の開始時に、児童生徒及び保護者に対し直接説明するなど、周知する。
 - PTAや地域の関係団体が集まる機会に、児童生徒の状況について共有するとともに、いじめ防止対策の概要を説明し、学校のいじめ防止等の取組について理解を求める。

(2) 家庭や地域の協力・参画の推進

- 学校外でいじめの疑いがある場面を見かけた方からの学校への 通報等の協力について、保護者や地域住民に周知する。
- 通学路指導等における、地域の方々との関わりを大切にし、い

じめの防止についても参画を求める。

(3) 地域住民との交流

○ 地域における体験学習や地域が主催するお祭り等の行事での児 童生徒の様子について、地域の方々から定期的に情報を得るな ど、児童生徒の様々な側面を把握して、一人一人の指導に活かし ていく。

6 いじめへの対処

(1) いじめへの対処

- いじめの疑いを把握した場合には、速やかに<u>学校いじめ対策組織において対応方針を検討し、</u>いじめられた児童生徒<u>及びいじめを知らせてきた児童生徒</u>の安全・安心を確保する。併せて、いじめた児童生徒に対しては、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて、警察や法務局、児童相談所や医療機関等の関係機関と連携を図りながら、適切な指導を行う。
- いじめへの対処では、第4章の内容を踏まえて対応する。

(2) 重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導

- いじめを重大事態化させないために、適切な対応を怠ればどの ようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職 員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケー スに応じた対応策を検討する。
- ※ 市立学校におけるいじめへの対処の<u>確認</u>を第4章に、重大事態への 対処を第5章に記載する。

7 いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組

- 児童生徒の心配な状況を教職員が把握した際に、一人で情報を抱え 込むことのないよう、身近な教職員に相談できる職場の組織風土を 醸成する。
- 児童生徒の変容など、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、

じめの防止についても参画を求める。

(3) 地域住民との交流

○ 地域における体験学習や地域が主催するお祭り等の行事での児 童生徒の様子について、地域の方々から定期的に情報を得るな ど、児童生徒の様々な側面を把握して、一人一人の指導に活かし ていく。

6 いじめへの対処

いじめの疑いを把握した場合には、速やかに組織的な対応を行い、いじめられた児童生徒の安全・安心を確保する。併せて、いじめた児童生徒に対しては、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて、警察や法務局、児童相談所や医療機関などの関係機関と連携を図りながら、適切な指導を行う。

※ 市立学校におけるいじめへの対処の流れを第4章に、重大事態への 対処を第5章に記載する。 抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、ICTも 活用するなどして、その都度、学校いじめ対策組織はもちろんのこ と、学校全体で共有する体制を整える。

- 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、 担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹 底する。
- 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至 るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生 徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを 継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学 校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活 用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アン ケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報 をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

8 個別の対応状況に関する記録及び引継

- いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺 企図などの情報については、 児童生徒の進級・進学や転学に当たっ て、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを 徹底する。
- 悩みやいじめに関するアンケート調査の結果は、小学校から中学校 に情報を引継ぎ、定められた期間管理する。

9 緊急時の対応

○ 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながること が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。

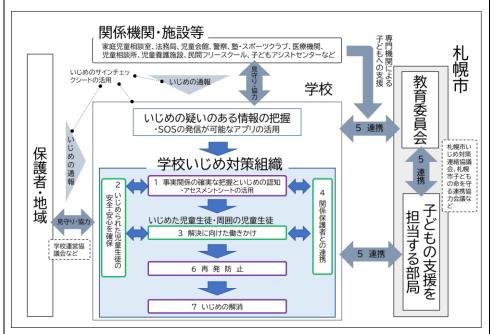
第4章 市立学校におけるいじめへの対処の確認

児童生徒のいじめの疑いのある情報を把握した場合は、いじめ防止法第 23 条1項に規定されているとおり、担任など特定の教職員が一人で抱え込 むことのないよう、第3章2で定める組織により次の1~7の対処をチーム|むことのないよう、第3章2で定める組織により次の1~6の対処を速やか

第4章 市立学校におけるいじめへの対処の流れ

児童生徒のいじめの疑いのある情報を把握した場合は、いじめ防止法第 23 条 1 項に規定されているとおり、担任など特定の教職員が一人で抱え込

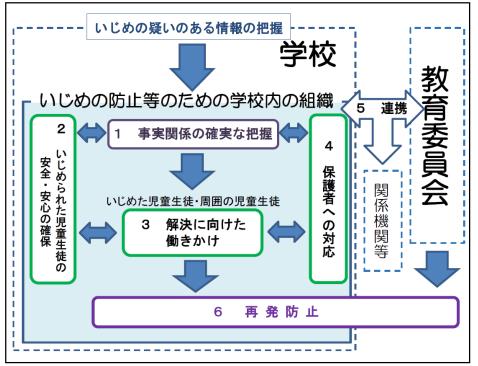
学校により速やかに確実に行う必要がある。



1 事実関係の確実な把握といじめの認知

- 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- アセスメントシートについては、児童生徒の進級・進学や転学に当 たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげるこ とを徹底する。
- 聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握 する。
- 関係する全ての児童生徒に対して聴き取りを行う。
- 聴き取りの際は、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。

に行う必要がある。



1 事実関係の確実な把握

- 聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握 する。
- 関係する全ての児童生徒に対して聴き取りを行う。

- 集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童生徒 に再確認をする。
- 確認した事実関係に基づいて、学校いじめ対策組織において、いじめの認知の判断を行う。
- 他校の児童生徒との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向け た働きかけを、他校と連携して行う。
- インターネット上の不適切な書き込み等については、瞬時に多数の 者の情報が拡散するという被害の拡大を避けるため、事実関係を記 録した上で、直ちに削除の措置をとる。
- いじめが犯罪行為に<u>相当し得ると考えられる場合には、教育委員会</u> と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- 命に関わるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察への通報を行う。
- 2 いじめられた児童生徒の安全・安心を確保
 - いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う際に、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なうことがないよう配慮する。
- いじめられた児童生徒<u>の心のケアが重要であることから、養護教</u> <u>諭、</u>スクールカウンセラー等と十分に相談しながら、心配している こと、不安に思うことを共感的に聴き取るなどして、心のケアに努 める。
- 見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられ た児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。
- いじめられた児童生徒に希死念慮が生じるなど、命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、専門機関と連携して対応する。
- 3 いじめた児童生徒等への解決に向けた働きかけ
- (1) いじめた児童生徒への指導・対応
 - いじめたという事実に留まらず、いじめた児童生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行う。

- 集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童生徒 に再確認をする。
- 他校の児童生徒との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向け た働きかけを、他校と連携して行う。
- 起きたいじめが犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、 速やかに警察に相談・通報を行い、連携して対応する。
- 2 いじめられた児童生徒の安全・安心を確保

- いじめられた児童生徒が心配していること、不安に思うことを共感的に聴き取り、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら心のケアに努める。
- 見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられ た児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう留意する。
- 3 いじめた児童生徒等への解決に向けた働きかけ
- (1) いじめた児童生徒への指導・対応
 - いじめたという事実に留まらず、いじめた児童生徒の抱える問題などに目を向けた指導を行う。

- いじめを受けた児童生徒の苦しみを理解させるとともに、自分 の行為の責任を自覚させる指導をする。
- いじめを受けた児童生徒に本心から謝罪できるようにすること で、人間関係の修復に努める。
- 教育委員会が作成した、再発防止につなげる指導プログラムを 活用する。

(2) 周りの児童生徒への指導

- いじめられた児童生徒の心の苦しみを理解させる。
- はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを 深刻化させることを改めて指導する。
- いじめの傍観者が仲裁者や相談者に転換するように促す取組を 行い、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる 勇気をもつよう伝える。
- 教育委員会が作成した、再発防止につなげる指導プログラムを 活用する。

4 関係保護者との連携

- いじめられた児童生徒の保護者には、いじめの情報を把握したその 日のうちに、<u>把握した事実の概要を迅速に伝え、その後、事実確認</u> を速やかに行う。
- いじめた児童生徒の保護者には、事実関係を正確に伝え、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、<u>保護者に対する継続</u>的な助言を行う。
- いじめの認知に至らなかった場合においても、保護者と連携し、学校と一体となった指導や支援が可能になるような取組を行う。
- 5 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携
- 児童生徒に係るいじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速や かに教育委員会に報告する。
- いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等

- いじめを受けた児童生徒の苦しみを理解させるとともに、自分 の行為の責任を自覚させる指導をする。
- いじめを受けた児童生徒に本心から謝罪できるようにすること で、人間関係の修復に努める。

(2) 周りの児童生徒への指導

- いじめられた児童生徒の心の苦しみを理解させる。
- はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを 深刻化させることを改めて指導する。

4 保護者への対応

- いじめられた児童生徒の保護者には、いじめの情報を把握したその 日のうちに直接会い、把握した事実関係を途中段階でも迅速に伝え るなど、速やかな対応を行う。
- いじめた児童生徒の保護者には、事実関係を正確に伝えるととも に、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。
- いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなど、保護者全体への 対応を行う。
- 5 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携
- 児童生徒に係るいじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速や かに教育委員会に報告する。
- いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等

- の場合には、<u>深刻化しないよう、</u>対応について<u>速やかに</u>教育委員会 と協議する。
- 犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。
- <u>塾やスポーツクラブ、児童会館等の学校外でいじめが発生した場合</u>は、可能な限り関係者とも連携を図って対応する。

6 再発防止

- 児童生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらい を含めた学級指導、学年指導等を行う。
- いじめが解決したと思われた後も、児童生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- 再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築で きるようにする。
- 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。 (再掲)

7 いじめの解消

- いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満た されている必要がある。
- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと

の場合には、対応について教育委員会と協議する。

○ 犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。

7 再発防止

- 児童生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらい を含めた学級指導、学年指導等を行う。
- いじめが解決したと思われた後も、児童生徒の様子を把握し、必要 な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に 情報を交換する。
- 再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築で きるようにする。

6 いじめの解消

- いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満た されている必要がある。
- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと

認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、<u>被害児童生徒及び加害児童生徒</u>を日常的に注意深く観察する必要がある。
- 被害児童生徒がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行うことが大切である。
- 児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。
- いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童 生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじ め対策組織において行う。

第5章 重大事態への対処

市立学校においていじめの重大事態が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」及び「不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月文部科学省初等中等教育局)」に基づいて、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に努める。

1 重大事態とは

① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には次の様なケースなどが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒を日常的に注意深く観察する必要がある。
- いじめの被害児童生徒がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行うことが大切である。
- 児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

第5章 重大事態への対処

市立学校においていじめの重大事態が発生した場合は、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に努める。

1 重大事態とは

① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には次の様なケースなどが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義³²を踏まえ年間30日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、 上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態発生の報告

市立学校から教育委員会に、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告する。

(2) 調査主体の判断

○ 教育委員会が、発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた 児童生徒または保護者の申立てなどを踏まえ、市立学校と教育委 員会とのどちらが調査の主体になるかを<u>総合的かつ慎重に</u>判断 する。

〈市立学校が調査の主体の場合〉

学校の調査組織に弁護士などの専門家を加えて実施。

〈教育委員会が調査主体の場合〉

「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」で実施。

32 不登校の定義:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 における定義。何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、 登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者 のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義²⁵を踏まえ年間30日を目安とする。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態発生の報告

市立学校から教育委員会に、教育委員会から市長に重大事態の発生を報告する。

(2) 調査主体の判断

○ 教育委員会が、発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた 児童生徒または保護者の申立てなどを踏まえ、市立学校と教育委 員会とのどちらが調査の主体になるかを判断する。

〈市立学校が調査の主体の場合〉 学校の調査組織に弁護士などの専門家を加えて実施。

〈教育委員会が調査主体の場合〉

「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会26」で実施。

²⁵ 不登校の定義:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義。何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

²⁶ 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会:市立学校の児童生徒がいじめにより

(3) 調査の実施

ア調査の目的

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、<u>教育委員会及び学校が事実に向き合うことで、</u>当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図る。

また、調査を実りあるものにするために、教育委員会及び学校 自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかり と向き合う。

※民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の 目的とするものではない。

★明確にする事項の例

- ・いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があっ たか。
- ・学校、教職員がどのように対応したか。

イ 調査の開始

重大事態の調査を行うことは、児童生徒の以後の生活等に影響 を与えることが考えられるため、調査方法等について、事前に当 該児童生徒及び保護者に説明する。

ウ 調査の方法

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童 生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。い じめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合には、迅速に 当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意 見を十分に聴取した上で調査に着手する。 重大事態があった場合に調査及び審議し、いじめの防止対策を協議する教育委員会が 設置する附属機関で、学識経験者、弁護士、医師、心理及び福祉の専門家等で構成す る。

(3) 調査の実施

ア 調査の目的

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、当該事態と同種の事態の発生の防止を図る。

※民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の 目的とするものではない。

★明確にする事項の例

- ・いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか。
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。
- ・学校、教職員がどのように対応したか。

イ 調査の方法

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童 生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。い じめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合には、迅速に 当該児童生徒の保護者と調査について協議し、保護者の要望・意 見を十分に聴取した上で調査に着手する。

(4) 調査結果の提供・報告

- 調査の進捗状況等及び調査結果は、教育委員会又は市立学校からいじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- 教育委員会から調査結果を市長に報告する。また、いじめられた児童生徒又はその保護者から調査報告書に対する<u>所見をまとめた文書</u>が提出された場合には、調査結果に添えて市長に報告する。

再調査について

- 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- 再調査は、市の附属機関「札幌市子ども・子育て会議 ³³」に おいて行う。
- 再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめられた児童生 徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供す る。
- 市長は、再調査の結果を議会に報告する。

(5) 調査結果の公表

<u>調査結果の公表については、国の「いじめの重大事態の調査に関す</u>るガイドライン」に基づき判断する。

(6) 調査結果・再調査の結果を踏まえた再発防止に係る措置

○ 市長及び教育委員会は調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、 それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への 対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要 な措置を講ずる。

(7) 学校と教育委員会における取組の検証

○ 重大事態が発生した学校においては、調査終了後、調査報告書

(4) 調査結果の提供・報告

- 調査の進捗状況等及び調査結果は、教育委員会又は市立学校からいじめられた児童生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- 教育委員会から調査結果を市長に報告する。また、いじめられ た児童生徒又はその保護者から調査報告書に対する意見書が提 出された場合には、調査結果に添えて市長に報告する。

(5) 再調査の実施

- 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への 対処や同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるとき は、再調査を行う。
- 再調査は、市の附属機関「札幌市子ども・子育て会議 ²⁷」にお いて行う。

(6) 再調査結果の提供・報告

- 再調査の進捗状況等及び再調査結果は、いじめられた児童生徒 及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。
- 市長は、再調査の結果を議会に報告する。

(7) 調査結果・再調査結果の措置

○ 市長及び教育委員会は調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、 それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への 対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要 な措置を講ずる。 及び再調査結果等による再発防止策等の提言が実行されている か、学校いじめ対策組織において検証を行い、教育委員会に報告 する。

○ 教育委員会は、学校の再発防止の取組状況について指導・助言 を行うとともに、学校及び教育委員会の再発防止の取組状況を札 幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会に定期的に報告し、 検証の上、必要な改善を図る。

33 札幌市子ども・子育て会議:札幌市における子ども施策の推進に必要な事項等について協議をする市長が設置する附属機関で、教育学の有識者や弁護士等で構成する。

²⁷ 札幌市子ども・子育て会議:札幌市における子ども施策の推進に必要な事項等について協議をする市長が設置する附属機関で、教育学の有識者や弁護士等で構成する。

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー

<市立学校> 重大事態の発生

(1)重大事態発生の報告

- ○市立学校から教育委員会へ
- ○教育委員会から市長へ

(2)調査主体の判断

○教育委員会が経緯や事案の特性等により総合的かつ慎重に判断

市立学校に弁護士等の専門家を加えた調査組織による調査

教育委員会の附属機関による調査 (札幌 市児童等に関する重大事態調査検討委員会)

(3)調査の実施

○事実関係を可能な限り網羅的に明確にする

(4)調査結果の提供・報告

- ○教育委員会又は学校からいじめられた 児童生徒及び保護者に対し情報提供
- ○情報提供後、教育委員会から速やかに 市長に報告
- ○いじめられた児童生徒又はその保護者からの調査報告書に対する所見をまとめた文書があれば調査結果に添付

(5)調査結果の公表

○国のガイドラインに基づき調査結 果を公表

(6)調査結果・再調査の結果を踏 まえた再発防止に係る措置

○市長及び教育委員会は、同種の事態の 発生防止のための必要な措置を実施

必要に応じた再調査の実施

○市長が必要と認めるときには「札幌市子ども・子育て会議」において再調査を実施

再調査結果の提供・報告

- ○再調査の結果を、いじめられた児童 生徒及び保護者に対し情報提供 ○本見なる講点に再選本のは思された。
- ○市長から議会に再調査の結果を報告

(7)学校と教育委員会における取組の検証

- ○調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、検証を行う。
- ○教育委員会は、学校及び教育委員会の再発防止の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会に報告し、必要な改善を図る。

いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー

<市立学校> 重大事態の発生

(1)重大事態発生の報告

○市立学校より教育委員会へ ○教育委員会から市長へ

(2)調査主体の判断

○教育委員会が経緯や事案の特性等により判断

市立学校に弁護士等の 専門家を加えた調査組織 による調査 教育委員会の附属機関に よる調査(札幌市児童等に関 する重大事態調査検討委員会)

(3)調査の実施

○質問紙や聴き取り等により調査 ○調査主体から教育委員会へ報告

(4)調査結果の提供・報告

- ○教育委員会又は学校からいじめられ た児童生徒及び保護者に対し情報提 供
- ○教育委員会から市長に報告 ・いじめられた児童生徒等からの意 見書があれば調査結果に添付

(5)必要に応じた再調査の実施

○市長が必要と認めるときには「札幌 市子ども・子育て会議」において再 調査を実施

(6)再調査結果の提供・報告

〇再調査の結果を、いじめられた児童 生徒及び保護者に対し情報提供

(7)調査·再調査 結果の措置

市長及び教育委員会は、同種の事態の発生防止のための必要な措置を実施

生徒及び保護者に対し情報提供 〇市長から議会に再調査の結果を報告